

大分市家庭ごみ有料化制度の
検証について

1. 家庭ごみ有料化制度の検証について

平成 26 年 11 月に導入した家庭ごみ有料化制度については、その効果等を毎年検証し随時改善するとともに、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、施行後 3 年ごとに制度の見直し等について検討のうえ、その結果に基づいて必要な措置を講じています。

今年度、前回の検証から 3 年が経過することから、制度の実施状況や家庭ごみの排出状況等を勘案し、3 回目の制度の検証を行います。

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

附 則(平成 25 年条例第 40 号)

(検討)

- 6 市長は、新条例の施行後 3 年ごとに、新条例第 19 条の 2、第 25 条及び別表第 2 の規定の施行の状況、家庭廃棄物の発生の状況等を勘案し、当該規定の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(家庭廃棄物の搬出方法)

第 19 条の 2 占有者は、家庭廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定める燃やせるごみ(以下「燃やせるごみ」という。)及び一般廃棄物処理計画に定める燃やせないごみ(以下「燃やせないごみ」という。)を一般廃棄物処理計画に定めるところにより市が行う定期の収集により処理しようとするときは、市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)に収納し、家庭廃棄物の一時的集積場所に搬出しなければならない。ただし、燃やせるごみ及び燃やせないごみのうち指定収集袋に収納させることが適当でないとき市長が認めたものの処理については、この限りでない。

(一般廃棄物処理手数料)

第 25 条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第 1 及び別表第 2 に定める一般廃棄物処理手数料を、規則で定めるところにより、徴収する。

- 2 前項の規定により徴収した一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、別表第 2 に定める一般廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に、指定収集袋を交付するものとする。

別表第 2 (第 25 条関係)

区分		手数料
一般廃棄物	家庭廃棄物(燃やせるごみ及び燃やせないごみに限る。)を市が定期の収集により処理する場合	ミニ袋(容量が 5 リットル相当のもの) 1 組(10 枚入り)につき 35 円
		特小袋(容量が 10 リットル相当のもの) 1 組(10 枚入り)につき 70 円
		小袋(容量が 20 リットル相当のもの) 1 組(10 枚入り)につき 140 円
		中袋(容量が 30 リットル相当のもの) 1 組(10 枚入り)につき 210 円
		大袋(容量が 45 リットル相当のもの) 1 組(10 枚入り)につき 315 円

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

(手数料の徴収方法)

第 8 条

- 3 一般廃棄物処理手数料のうち条例別表第 2 に規定するものは、指定収集袋(条例第 19 条の 2 に規定する指定収集袋をいう。以下同じ。)を交付する際に徴収する。

環境省 一般廃棄物処理有料化の手引き

制度の評価と見直しの基本的な考え方

効果ある有料化の実施を図るために、制度の実施状況及びその効果について毎年度点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しを、ごみ処理基本計画の見直しと併せて、概ね 5 年に一度の頻度で行う。また、毎年度の点検結果及び評価結果を住民や事業者に情報提供する。

点検の実施

一般廃棄物処理の有料化を導入した後、有料化の実施状況やその効果についての点検を毎年度行う。その結果に基づき、必要に応じて、効果の維持若しくは効果を向上させる対策を検討、実施することが求められる。実施状況や効果結果を住民や事業者に情報提供する。

制度の見直し

有料化の制度見直しは、ごみ処理基本計画の見直しや、市町村合併等と併せて、概ね 5 年に一度の頻度で行う。

2. 大分市における家庭ごみ有料化制度の現状

(1) 家庭ごみ有料化制度の概要

①家庭ごみ有料化とは

家庭ごみ有料化とは、家庭からごみを出すときに、市が指定する有料のごみ袋を使用することにより、ごみを出す量に応じて、ごみ処理費用の一部を負担する制度

②家庭ごみ有料化の目的

ごみ処理にかかる費用負担 の公平性の確保	家庭ごみの減量とリサイクル の推進
-------------------------	----------------------

③対象のごみ

燃やせるごみ	燃やせないごみ
--------	---------

※資源物はリサイクルを推進するため、剪定枝等は緑化を推進するため、ボランティアごみはボランティア活動を支援するため、対象外

※地域美化活動に伴うボランティアごみに対する支援

地域美化活動に伴うボランティアごみについては、ボランティア専用袋（青色、10リットル・20リットル・45リットル）の支給等による支援を行います。

・個人、団体による地域美化活動に伴うもの

- 対象：道路、公園、河川等の公共施設のボランティア清掃を行う個人、自治会等の団体
 支援方法：個人又は団体の方からの申請により、ボランティア専用袋を支給
- きれいにしようえおいた推進事業
団体の活動状況に応じ、一定枚数のボランティア専用袋を支給
 - ごみ拾いパートナー登録制度
個人または団体に対し、一定枚数のボランティア専用袋を支給
 - 自治会等の団体が一斉清掃を行う場合
事前に清掃業務課へ依頼（ボランティア専用袋、透明又は半透明の袋で排出）
- 排出方法：少量の場合はごみステーション
 多量の場合は清掃業務課へ収集依頼

・ごみステーションの管理に伴うもの

- 対象：ボランティアでごみステーションの清掃を行う自治会
 支援方法：自治会に対し、ボランティア専用袋を支給
 排出方法：当該ごみの種類の収集日にごみステーションに排出

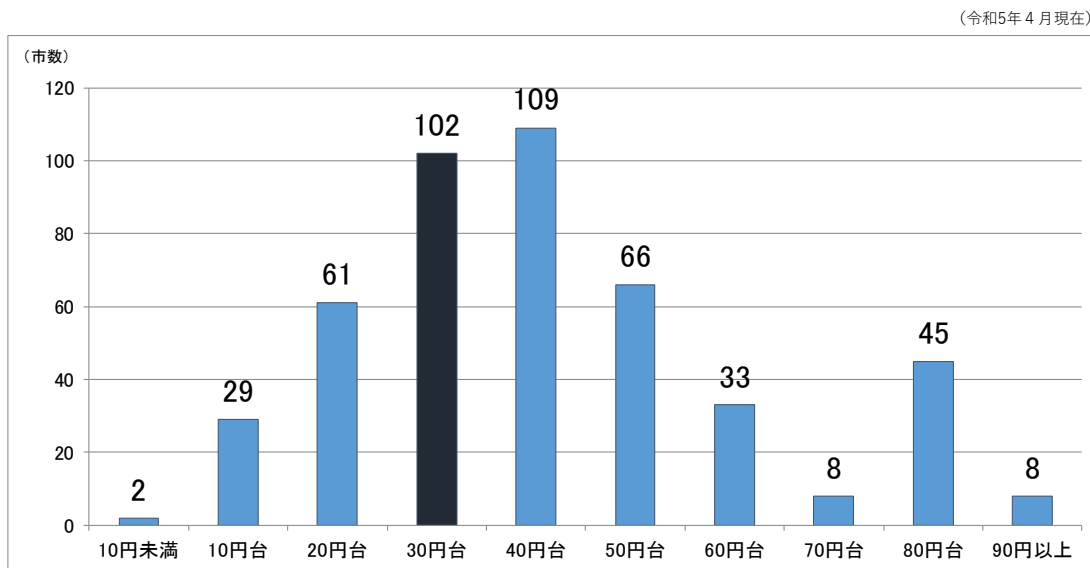
④指定ごみ袋の種類と手数料の額

種類 (10枚入)	容量	販売価格 (手数料額)	一枚あたりの 手数料額
大袋	45リットル相当	315円	31.5円
中袋	30リットル相当	210円	21円
小袋	20リットル相当	140円	14円
特小袋	10リットル相当	70円	7円
ミニ袋	5リットル相当	35円	3.5円

※手数料の徴収方法…指定ごみ袋方式
 ※手数料の料金体系…排出量単純比例型（1リットル当たり0.7円）
 ※指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の兼用袋
 ※指定ごみ袋は、指定ごみ袋取扱所（販売所）において、各サイズそれぞれ10枚1組で販売

(7) 価格帯別都市数（単純従量制・大袋1枚の価格）

有料化を実施している都市の手数料の額について、「40円台」が最も多い109都市で、大分市（31.5円）の属する「30円台」は102都市となっています。



回答数 = 463

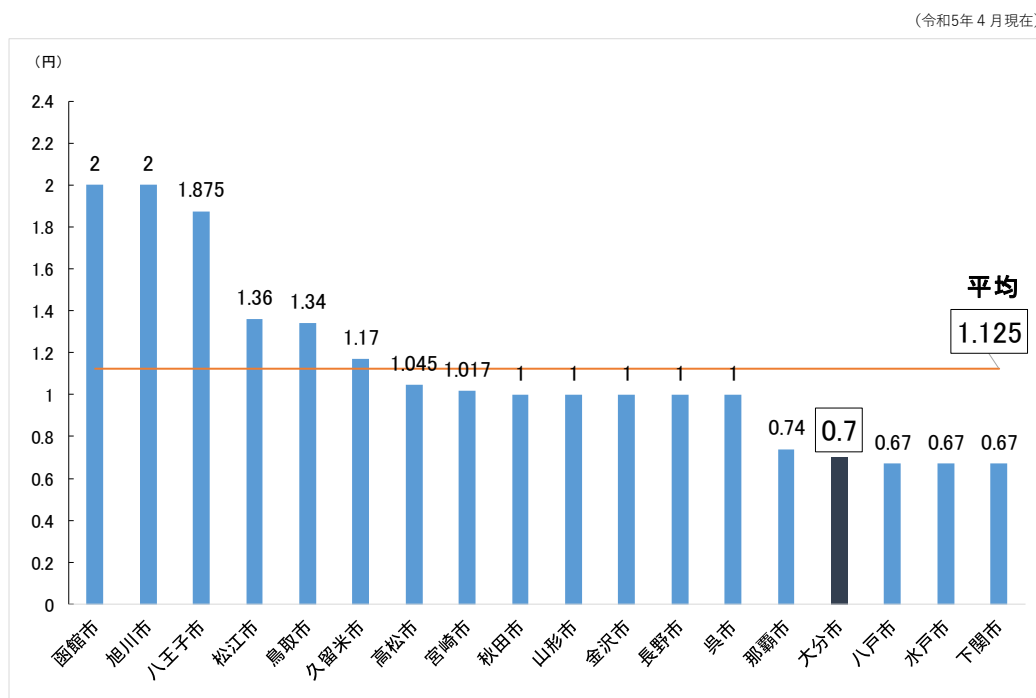
(出典：東洋大学名誉教授 山谷修作ホームページ)

※単純従量制…ごみの排出量に単純に比例して課金する方式。

図1 有料化実施都市における大袋1枚の手数料額

(イ) 中核市における手数料の額の比較

各市の1リットルあたりの手数料の額の平均は1.125円で、大分市の0.7円を上回っています。



※超過従量制の佐世保市は除く☒

※秋田市と長野市は別途袋の代金を加算

※超過従量制…排出するごみが一定量を超えると有料になる課金方式、または一定量を超えると料率がより高くなる課金方式。

図2 中核市における1リットルあたりの手数料額

(ウ) 中核市における指定ごみ袋の種類

各市の指定ごみ袋の種類については、次の表のとおり、2種類から5種類までとなっており、18市のうち大分市を含む6市が5種類となっています。

(令和5年4月現在)

	60 ^{リットル}	45 ^{リットル}	40 ^{リットル}	35 ^{リットル}	30 ^{リットル}	20 ^{リットル}	18 ^{リットル}	10 ^{リットル}	5 ^{リットル}	種類
1 函館市			○		○	○		○	○	5
2 旭川市			○		○	○		○	○	5
3 八戸市		○			○	○				3
4 秋田市		○			○	○		○		4
5 山形市	○			○		○		○		4
6 水戸市		○				○		○		3
7 八王子市			○			○		○	○	4
8 金沢市		○			○	○		○	○	5
9 長野市			○		○	○		○		4
10 鳥取市		○			○	○		○		4
11 松江市		○			○	○		○		4
12 呉市		○	○		○	○		○		5
13 下関市		○			○		○	○		4
14 高松市			○		○	○		○	○	5
15 久留米市					○		○			2
16 宮崎市			○		○	○		○		4
17 那覇市		○			○	○		○		4
18 大分市		○			○	○		○	○	5
都市数	1	10	7	1	15	16	2	16	6	

※超過従量制の佐世保市は除く

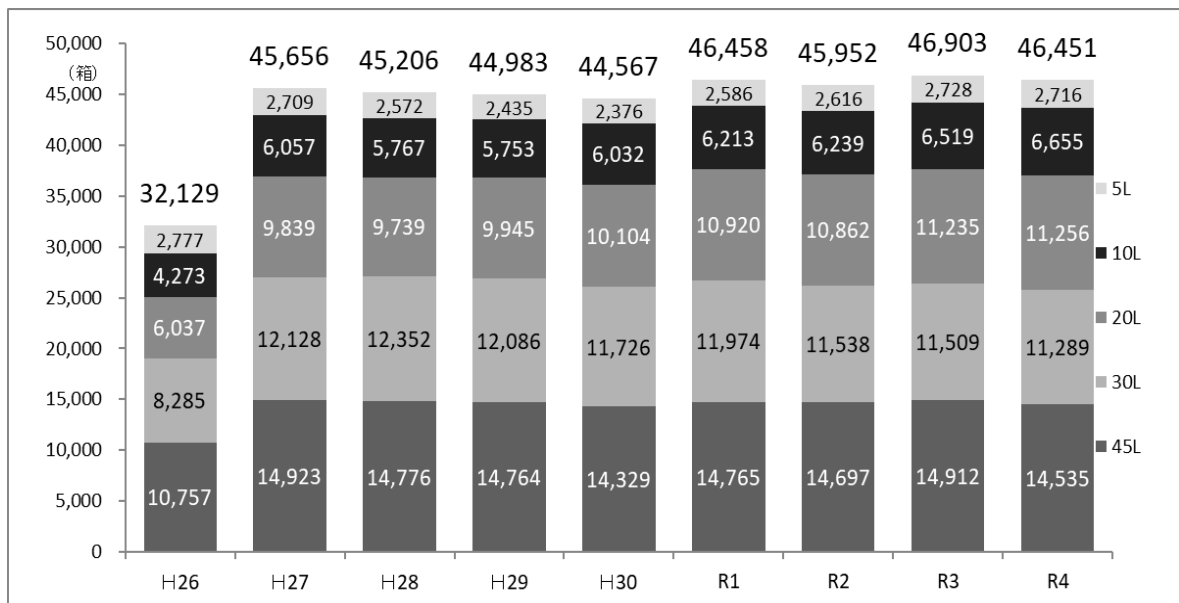
表1 中核市における指定ごみ袋の種類

(I) 大分市における指定ごみ袋の出庫実績の推移

大分市における指定ごみ袋のサイズごとの出庫実績は次のとおりです。

平成 27 年度以降、出庫箱数は減少傾向にありましたが、令和元年度に増加し、その後増減を繰り返しています。

また、出庫箱数に占めるそれぞれのサイズの割合について、平成 27 年度と令和 4 年度で比較すると、「45 リットル」と「30 リットル」は減少し、「20 リットル」と「10 リットル」が増加しています。



※1 箱=50 組 (500 枚) 入

図 3-1 指定ごみ袋出庫実績 (箱数)

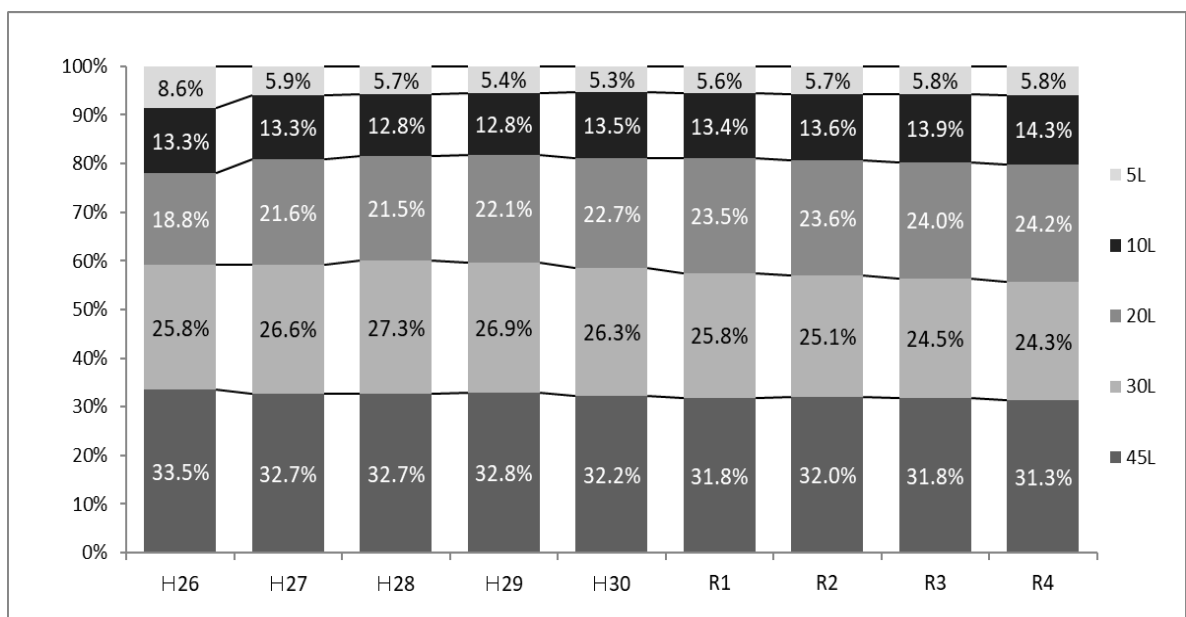


図 3-2 指定ごみ袋出庫実績 (割合)

⑤負担軽減措置

家庭ごみ有料化に伴う負担軽減措置として、要件を満たす対象者に、一定枚数の指定ごみ袋を交付します。申請・交付方法、負担軽減措置の対象と交付する袋の種類・枚数は次のとおりです。

【申請】大分市の給付事業等を利用しているなど、市で把握できる方は申請不要

図1の の対象者は減免申請により決定

【交付】1年分をまとめて配達

(3歳未満の乳幼児は出生届提出時に10枚を窓口交付し、残りの3歳誕生日までの分240枚をまとめて配達)

申請が必要な対象者

項目	対象者	交付する袋の種類・枚数
紙おむつ ・ ストーマ用 装具 ・ 腹膜透析	3歳未満の乳幼児を養育する方	1人につき3歳誕生日まで 最大250枚 (小袋 20リットル)
	・配偶者からの暴力を理由に避難している方 ・本市住民登録がない方(里帰り等)	
	・常時紙おむつを使用している身体障がい児又は知的障がい児を養育する方 (身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2に限る)	<u>1回限り最大50枚/人</u> (出生又は転入の届を提出した翌月に交付するごみ袋とは別に交付)
	【長寿福祉課事業】 ・大分市おむつ等介護用品購入費助成事業による紙おむつ等の購入費の助成を受けている方 ・大分市家族介護用品支給事業による紙おむつ等の支給を受けている方	1人につき年間最大100枚 (小袋 20リットル)
	・医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された方(上記事業に該当しない)	
	【障害福祉課事業】 ・大分市日常生活用具給付事業のうち排泄管理支援用具(ストーマ用装具、紙おむつ等)の給付を受けている身体障がい者及び知的障がい者の方 ・常時ストーマ用装具を使用する方 (上記事業に該当しない)	
・常時腹膜透析を実施する方		
生活保護 受給世帯	生活保護法による生活扶助を受けている方	年間最大60枚 2人以下の世帯 小袋 20リットル 3人以上の世帯 中袋 30リットル

※大分市内に居住する対象者で「在宅」に限る

※ごみ減量の観点から小さいサイズに限り変更可(希望者)

表2 負担軽減措置の対象と交付する袋の種類・枚数

(7) 中核市における負担軽減措置の状況

各市の家庭ごみ有料化に伴う負担軽減措置については次の表のとおりです。

	紙おむつを使用する世帯 (乳幼児)	紙おむつ等を使用する世帯 (高齢者、障がい者等)	生活保護世帯	その他
函館市	—	—	—	①対象:前年総収入額が生活保護基準相当額の1.05倍以下の世帯 ②交付枚数:世帯人数に応じて支給 6人以上(最大) 40L 84枚
旭川市	①対象:3歳未満 ②交付枚数:10L 450枚	10L 360枚 または 30L 120枚	・1人 10L 90枚 ・2人 10L 110枚 ・3人～ 10L 150枚 (可燃用と不燃用合計)	—
八戸市	—	—	30L 50枚	—
秋田市	30L 30枚	30L 30枚	—	—
山形市	—	—	①対象:所得がない世帯 ②交付枚数:前年のごみ排出量と人口から算出した1人あたり排出量と世帯の人数をもとに必要枚数を算出	①対象:世帯全員の所得がなく、高齢者・障がい者・ひとり親・中国残留邦人のいずれかの世帯 ②交付枚数:生活保護世帯と同様
水戸市	—	—	20L 60枚	—
八王子市	①対象:小学校就学前の乳幼児 ②交付枚数:10Lまたは20L 1人につき30枚 (おむつ専用袋の交付)	①対象:65歳以上、障がい者、要介護者 ②交付枚数:乳幼児と同様 (おむつ専用袋の交付)	・1人 10L 100枚 ・2人～4人 20L 100枚 ・5人以上 40L 100枚 (可燃用と不燃用合計)	①対象:障がい者で市民税非課税世帯、中国残留邦人・児童扶養手当受給・特別児童扶養手当受給世帯 ②交付枚数:生活保護世帯と同様
金沢市	なし			
長野市	①対象:3歳未満 ②交付枚数:30L 90枚	30L 60枚 または 20L 90枚	20L 60枚、粗大ごみシール 3枚	—
鳥取市	①対象:2歳未満 ②交付枚数:30L 120枚	30L 20枚もしくは30枚	—	①対象:要介護4または5で市民税非課税の単身高齢者 ②交付枚数:30L 30枚
松江市	①対象:2歳未満 ②交付枚数:10L 120枚	—	—	—
呉市	①対象:2歳未満で市民税非課税世帯 ②交付枚数:20L 50枚	20L 50枚	・1人 可燃10L100枚 不燃10L30枚 ・2人 可燃20L100枚 不燃10L30枚 ・3人～ 可燃40L100枚 不燃20L30枚	①対象:児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯 ②交付枚数:生活保護世帯と同様
下関市	なし			
高松市	—	—	30L 120枚	—
久留米市	なし			
宮崎市	①対象:3歳未満で市民税非課税世帯 ②交付枚数:可燃30L 50枚 不燃10L 10枚	—	可燃30L 50枚、不燃10L 10枚	①対象:市民税非課税で、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当受給世帯と介護認定(4または5)世帯 ②交付枚数:生活保護世帯と同様
那覇市	なし			
大分市	①対象:3歳未満 ②交付枚数:20L 250枚	20L 100枚	・2人以下 20L 60枚 ・3人以上 30L 60枚	—

表3 中核市における負担軽減措置の状況

(イ) 大分市における負担軽減措置対象者の実績（令和4年度）

令和4年度の負担軽減措置対象件数と交付枚数は次のとおりです。

また、負担軽減措置対象者に交付するごみ袋の作成費は1,086万円であり、対象者に交付する際の配送委託料は1,411万円となっています。

区分	対象者	対象件数	対象交付枚数
乳幼児	3歳未満(里帰り出産等を含む)	3,984	900,190
	※要申請:3歳未満障がい児	3	120
紙おむつ	おむつ等介護用品購入費助成事業該当者等(要申請者含む)	8,603	765,840
スチーム用装具	※要申請:常時スチーム用装具使用者	1,145	107,760
腹膜透析	※要申請:常時腹膜透析実施者	17	1,570
生活保護受給世帯	生活保護法による生活扶助を受けている方	5,647	326,610
合計		19,399	2,102,090

ごみ袋作成費	1,086万円
配送委託料	1,411万円

表4 大分市における負担軽減措置対象者の実績（令和4年度）

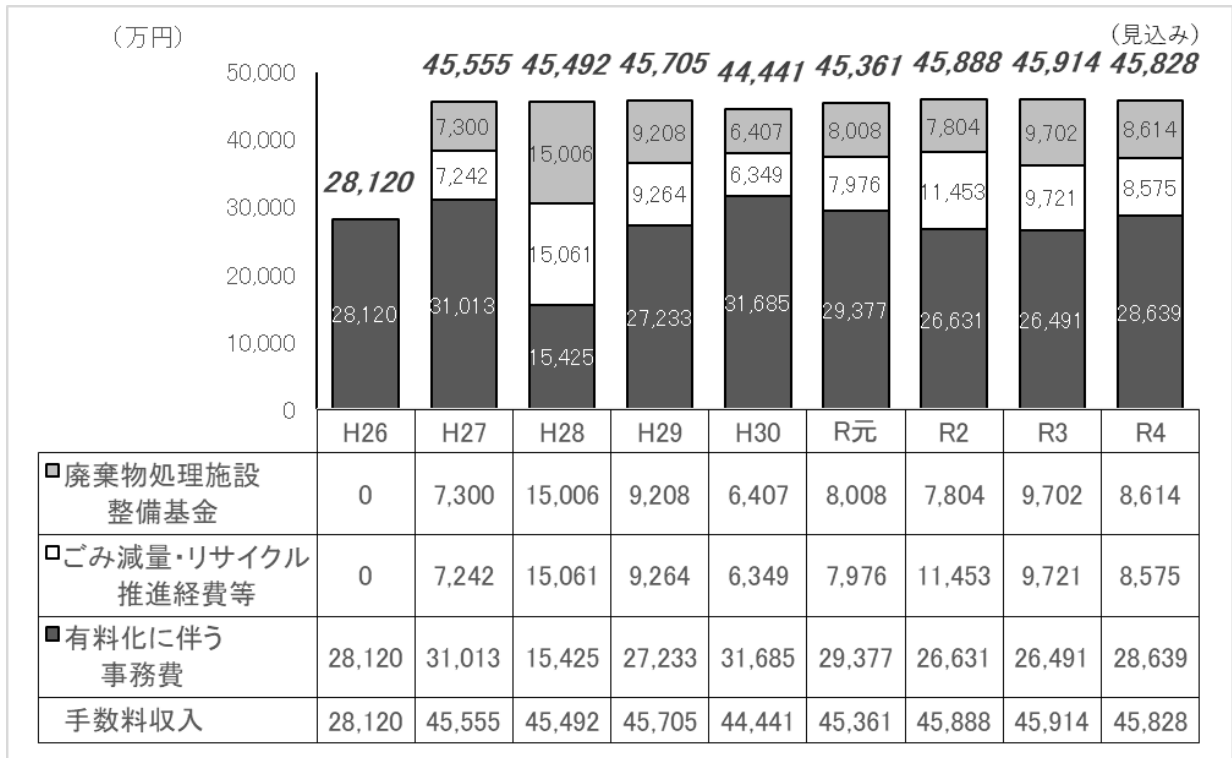
⑥手数料収入と使途

家庭ごみ有料化によって得られた収入は、制度の実施に伴う事務費のほか、ごみ減量・リサイクル推進事業に活用するとともに、資源化処理施設や清掃工場の整備に要する経費に充てるため、廃棄物処理施設整備基金へ積み立てています。

※廃棄物処理施設整備基金への積立

平成26年3月に大分市廃棄物処理施設整備基金を設置し、持続あるごみ減量・リサイクル施策の展開及び将来にわたる廃棄物の安定的な処理を確保することとしました。

基金への積立額は、家庭ごみ有料化の手数料収入からごみ袋の作製費等の事務費を差し引いた概ね2分の1とし、平成26年度から令和4年度までで合計7億2,048万円（見込み）となっています。



※初年度である平成26年度は、ごみ袋の作製費等の事務費が手数料収入を上回ったため基金への積立等はなし
 ※令和4年度については決算見込み額

図4 手数料収入と用途の推移

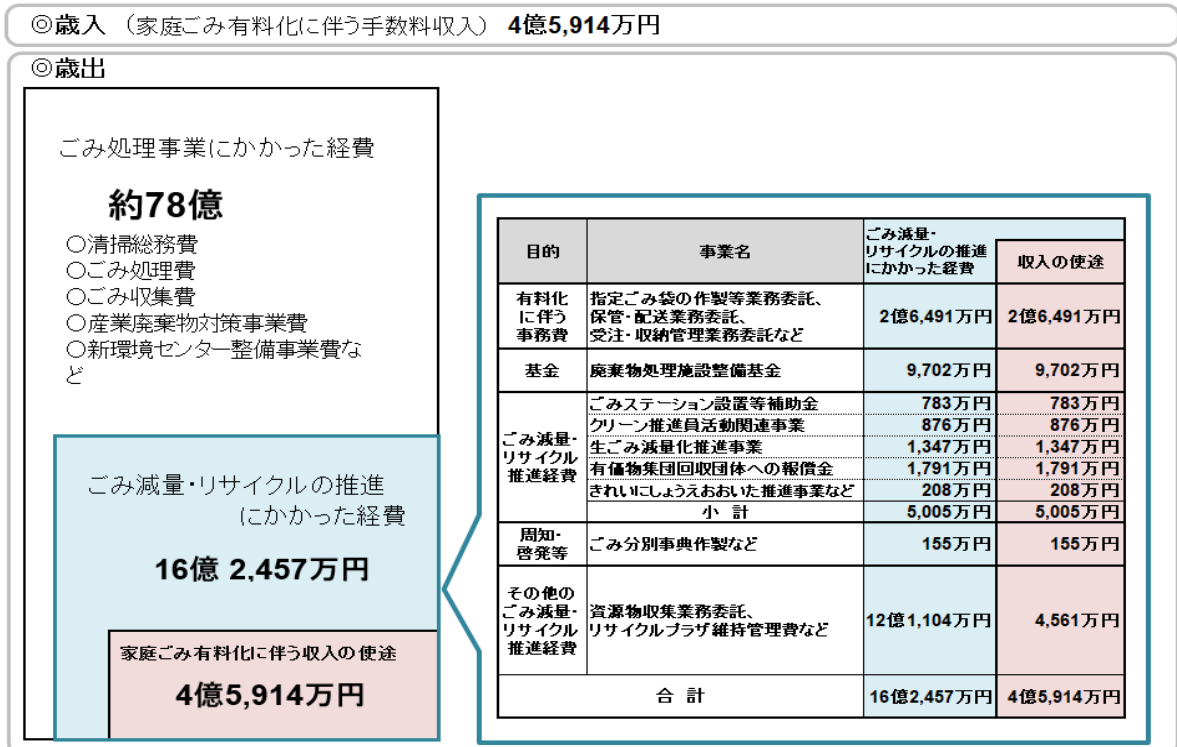


図5 家庭ごみ有料化に伴う収入の用途 (令和3年度決算)

⑦ 用途（ごみ減量・リサイクル推進事業）の概要及び実績

(ア) ごみステーション設置等補助事業

家庭ごみ有料化制度に伴い新たに実施した事業であり、自治会が管理するごみステーションの整備に係る経費に対し、自治会に補助する制度です。

	補助率・補助限度額等	申請条件
設置（購入費・工事費） 改修等（改修費・修理費）	【補助率】 3分の2（※） <small>※大分市域内過疎対策事業 対象地域においては5分の4</small> 【補助限度額】 設置 120,000円 改修等 50,000円	自治会が管理するステーション数の2分の1以内 再度の申請は設置10年、改修等5年経過後 移動可能な箱物ステーションも対象とする（条件あり）
被せネット 又はシートの購入	【補助限度額】 3,500円	自治会が管理するステーション数の3分の1以内
被せネット 又はシートの支給	現物支給	

<実績>

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
設置	件数	69	67	58	56	65	67	61	57	39
	補助額(千円)	4,929	6,312	5,217	4,543	7,004	6,367	6,322	6,882	3,915
改修等	件数	21	41	39	42	26	27	40	19	25
	補助額(千円)	462	1,331	1,412	1,219	944	1,264	1,195	933	1,086
被せネット等 購入	件数	517	11	15	21	31	22	15	4	6
	補助額(千円)	1,590	39	45	57	66	49	31	13	15
計	件数	607	119	112	119	122	116	116	80	70
	補助額(千円)	6,981	7,682	6,674	5,819	8,014	7,680	7,548	7,828	5,016
被せネット等 支給	枚数	-	1,189	1,016	912	948	934	1,089	1,107	938

(イ) クリーン推進員活動関連事業

クリーン推進員の積極的な活動を支援するため、校区ごとに開催する研修会や意見交換会等の諸経費等に対し補助するクリーン推進員校区連絡会議運営費補助事業等です。

	概要
クリーン推進員設置	【設置基準】 自治会ごとに1名 概ね500世帯以上の自治会は2名の設置が可能 【報償金】 前期と後期の2回に分け各期の活動に対し支給 (1月あたり1,000円)
校区連絡会議運営費補助	【補助対象経費】 消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料 【補助限度額】 校区連絡会議を構成するクリーン推進員の人数に 1,000円を乗じて得た額

※クリーン推進員

市民の清掃思想の高揚及び清掃事業の円滑な運営を図るため自治会ごとに1名設置。

世帯数が多い自治会は、過度な負担が生じないように2名の設置が可能。

2年の任期で、市長からの委嘱により、地域における「ごみの出し方」「不法投棄の防止」「まちの美化対策」の指導などを行う。

<実績>

クリーン推進員報償費	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
クリーン推進員数	738	736	758	742	742	740	741	734	735
(2名選任自治会数)	64	62	69	67	69	67	67	67	74
報償費(千円)	8,629	8,740	8,874	8,813	8,779	8,756	8,755	8,768	8,807

校区連絡会議運営費補助	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
活動校区数	13	13	8	7	8	5	2	3	3
補助額(千円)	94	118	57	63	63	59	20	20	24

(ウ) ごみ減量・リサイクル啓発事業

ごみ減量・リサイクルを推進するための啓発の取組として、地域や老人会等を対象にごみ分別やリサイクルの説明を行うごみ減量・リサイクル推進懇談会、子どもたちを対象としたパッカー車を使った体験環境学習のほか、広報紙やイベントにおける啓発、また、ごみステーションに設置する啓発看板の作製等を行っています。

	概要
広報紙リサイクルおおいた	市報(年4回) ※平成30年4月から
家庭ごみ分別事典	転入者・希望者用(随時)、市公式アプリにも掲載
ごみステーションの啓発看板	随時
ごみ減量・リサイクル推進懇談会	市民対象のごみの分別やリサイクルについての説明会
パッカー車を活用した体験環境学習	子ども対象の学校や公民館等での体験型の環境学習
各種イベントにおける周知啓発	環境展、食と暮らしの祭典等

(I) 生ごみ減量化促進事業

家庭から出る燃やせるごみの約 4 割を占める生ごみの減量化を促進するための事業で、生ごみを堆肥化するコンポスト容器等の貸与事業や、容器を上手に使うための生ごみ処理容器普及講習会、生ごみ処理機器の購入等に対する補助事業等です。

また、生ごみに多く含まれる食品ロスや水分の削減を図るため、3きり運動(使いきり・食べきり・水きり)の周知啓発事業を展開しています。

	概要
生ごみ処理容器貸与 (コンポストまたはボカシ容器)	5 年度間 無償貸与 (1 回の申請で、コンポストは 2 個まで、ボカシ容器は 2 個 1 セットを貸与)
段ボールコンポスト支給	1 回の申請で 4 セットまで支給 (段ボール・基材等)
生ごみ処理容器普及講習会	コンポストやボカシ容器を上手に使用している市民を講師とした講習会
生ごみ処理機器購入等補助	【補助率】 3 分の 2 【補助限度額】 電動式 30,000 円 非電動式 15,000 円 ディスポージャー 30,000 円
3きり運動の推進	3きり運動(使いきり・食べきり・水きり)の各家庭での取組を推進するための周知啓発

<実績>

生ごみ処理容器	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
コンポスト (件)	822	2,100	663	448	308	296	329	512	428	429
ボカシ容器 (セット)	215	615	195	137	83	84	91	80	81	56

段ボールコンポスト	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
支給世帯	703	1,383	585	405	330	304	342	397	523	756
支給セット数	1,894	2,610	1,865	1,526	1,200	1,122	945	934	1,141	1,558

生ごみ処理機器購入等補助	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
補助件数	71	164	77	61	45	69	69	92	145	113
電動式	70	163	77	61	45	68	68	90	129	106
非電動式	1	1	0	0	0	1	1	0	15	7
ディスポージャー	-	-	-	-	-	0	0	2	1	0
補助金額 (千円)	1,435	4,663	2,187	1,738	1,283	1,717	1,617	1,959	3,248	2,767

(オ) 有価物集団回収運動促進事業

地域におけるごみ分別・資源化の推進や地域コミュニティ活性化に寄与する有価物集団回収運動登録団体に対して、その活動実績に応じて報償金を交付する事業です。家庭ごみ有料化制度に伴い回収量単価の引き上げや報償金の対象品を増やし、団体の活動を支援しています。

		概要	
登録団体に交付する報償金		①活動実施月数に 3,000 円を乗じて得た額	
		②品目ごとの回収量に応じ単価を乗じて得た額	
		紙類・布類・スチール缶 ・アルミ缶・びん類	回収量 1 キログラムにつき 5 円
	廃食用油	回収量 1 リットルにつき 10 円	

<実績>

		報償金対象 (重量の単位はkg)									
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
紙類		3,099,475	3,241,974	3,377,388	3,266,717	3,036,802	2,857,327	2,672,123	2,025,569	1,993,950	1,776,021
布類		75,972	87,982	88,902	86,888	76,446	58,577	49,825	25,732	23,384	19,041
スチール缶		金属類（その他）に含む				15,062	15,389	12,413	10,945	10,951	9,586
アルミ缶		78,616	85,294	89,121	95,299	96,516	96,139	89,611	73,863	71,516	69,182
廃食用油（体積からの換算重量）		8,499	9,989	11,558	11,456	12,247	10,361	9,897	8,480	7,224	6,506
びん類（本数からの換算重量）		133,385	122,685	113,387	97,760	89,087	74,895	64,675	34,699	30,080	23,854
ケース類		1,874	1,908	2,000	1,151	1,775	863	1,227	294	453	396
金属類計		36,995	40,644	53,255	41,775	32,310	26,891	24,999	12,262	11,507	10,295
	鉄類	32,262	36,616	49,971	38,796	32,310	26,891	24,999	12,262	11,507	10,295
	その他	4,734	4,028	3,284	2,979						
ペットボトル		35,884	47,398	56,217	67,113	75,444	67,523	40,517	26,958	33,992	35,154
その他		27,771	22,665	28,873	25,712	16,296	14,671	10,835	7,576	3,395	42
合計重量		3,498,471	3,660,540	3,820,701	3,693,869	3,451,985	3,222,635	2,976,120	2,226,378	2,186,451	1,950,077
実施団体数		541	553	563	570	567	541	512	385	363	355
報償金対象品目合計重量		3,183,946	3,339,945	3,477,849	3,365,060	3,237,073	3,037,792	2,833,868	2,144,589	2,107,025	1,880,336
報償金（千円）		18,859	26,224	27,426	27,214	26,514	25,162	23,785	18,593	17,915	12,177

(カ) 高齢者等ごみ出し支援事業

令和4年4月より、家庭ごみを所定のごみステーションまで搬出することが困難な高齢者、障がい者等の世帯を対象に、自宅の玄関先などに直接収集に伺っています。

対象世帯	<p>世帯全員が次のいずれかに該当し、自ら所定のごみステーションまでごみを運ぶことが困難であり、親族等の協力を得ることができない世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 65歳以上で、要介護1以上の認定を受け、訪問介護における生活援助を利用している方 2. 障害福祉サービス受給者証の交付を受け、居宅介護または重度訪問介護を利用している方 3. 上記1、2に準ずる方で、市長が特に必要と認めた方 <p>※親族、地域の方、ボランティア等によるごみ出しの協力が得られる場合は対象外。</p>
------	--

<実績> 令和4年度申請件数：163件（令和5年3月31日時点）

(2) 家庭ごみ排出量の現状

有料化制度導入後（平成 27 年度以降）の「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の合計排出量については、有料化制度導入前（平成 26 年度以前）の排出量を下回る水準で推移しており、令和 4 年度は 91,513 トンとなっています。

また、「資源物」の回収量については、有料化制度導入後の平成 27 年度に増加しましたが、その後は減少傾向にあります。その内訳をみると、「古紙・布類」は新聞や雑誌の電子化などに伴う紙類の流通量減少の影響等により減少していますが、「ペットボトル」と「資源プラ」はリサイクルの推進により、増加傾向にあります。

今後も、令和元年度に改定した大分市一般廃棄物処理基本計画におけるごみ排出量の数値目標（令和 11 年度）を目指し、さらなるごみの減量に努めます。

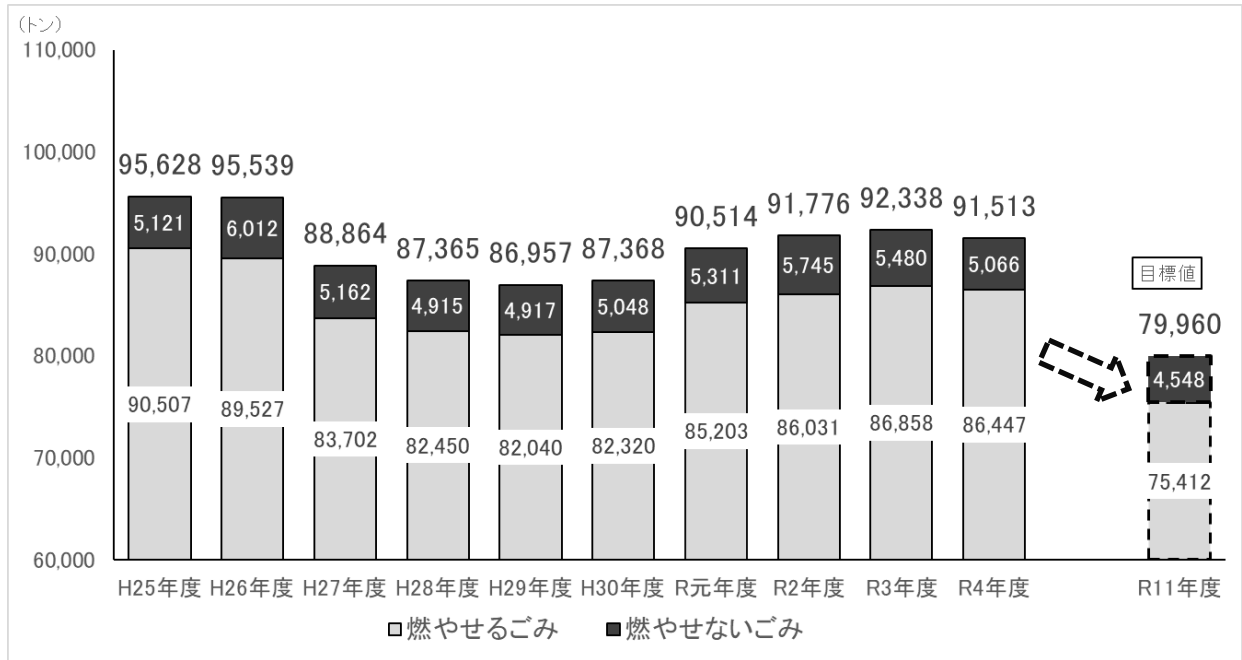


図 6 家庭ごみ排出量の推移（燃やせるごみ・燃やせないごみ）

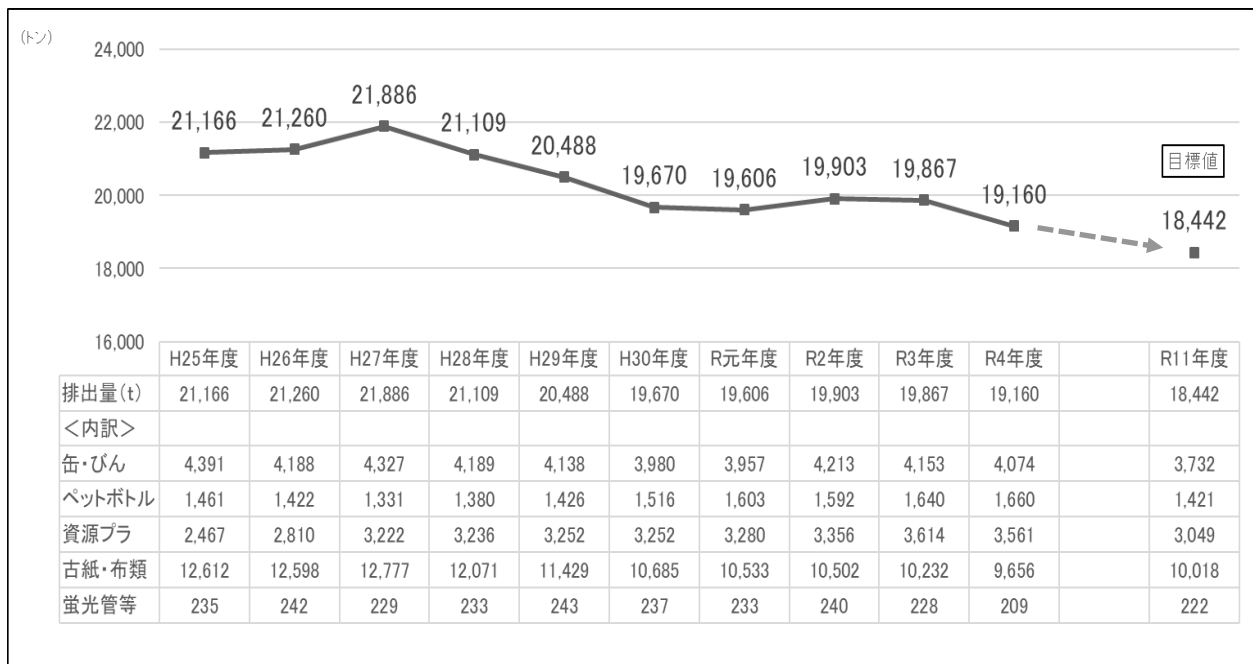


図 7 資源物の回収量の推移

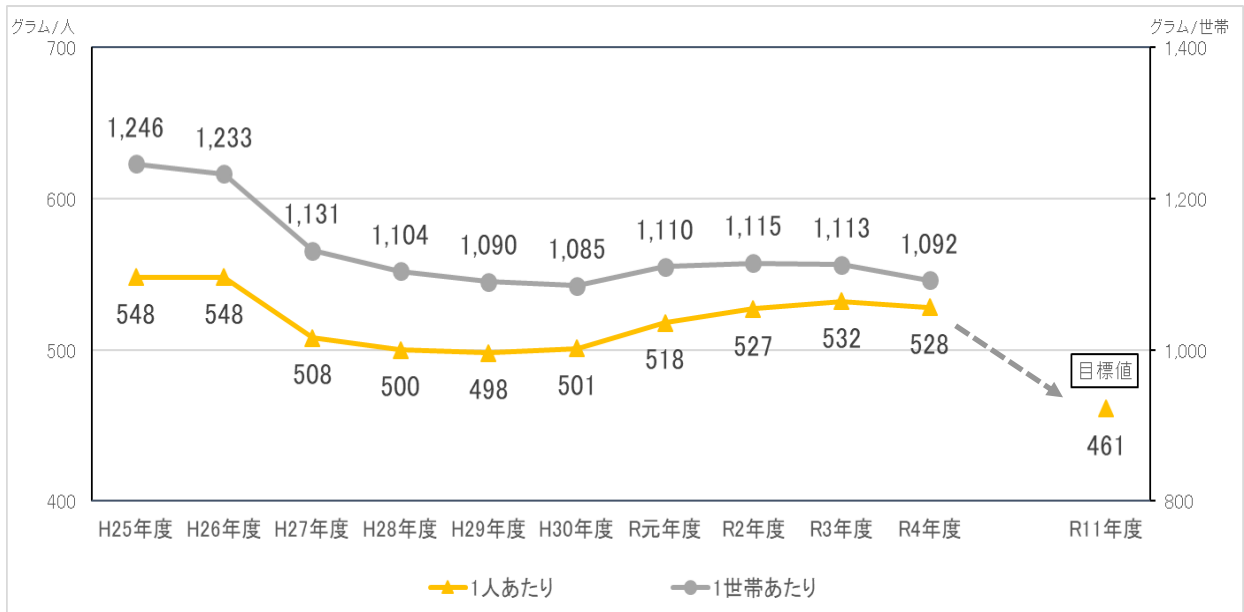


図8 1日あたりの家庭ごみ排出量の推移 (燃やせるごみ・燃やせないごみ)

		平成30年度 (基準年度)	令和6年度 (中間目標年度)	令和11年度 (目標年度)
燃やせるごみ	排出量 (t)	82,320	78,552	75,412
	削減率 (%)	-	4.6%	8.4%
燃やせないごみ	排出量 (t)	5,048	4,775	4,548
	削減率 (%)	-	5.4%	9.9%
資源物	排出量 (t)	19,670	19,146	18,442
	削減率 (%)	-	2.7%	6.2%
合計	排出量 (t)	107,038	102,473	98,402
	削減率 (%)	-	4.3%	8.1%

表5 一般廃棄物処理基本計画における家庭ごみ排出量の目標数値

3. これまでに行った検証事業

家庭ごみ排出量の有料化導入前との比較や市民意識調査を実施するなど、制度導入の効果等について検証を行い、議会や当審議会へ報告するとともに、ホームページ等で公表しています。

(1) 家庭ごみ有料化制度導入の効果

家庭ごみ排出量の推移

有料化制度導入前年度(平成25年度)と令和4年度のごみ排出量を比較すると、燃やせるごみと燃やせないごみの合計は4.3%、資源物は9.5%減少しています。また、資源物のうち、「古紙・布類」は23.4%減少した一方、「資源プラ」は44.3%増加するなど、ごみの減量(排出抑制)とリサイクルの推進が図られているものと推察できます。

		平成25年度 (導入前年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
燃やせるごみ	排出量(t)	90,507	89,527	83,702	82,450	82,040	82,320	85,203	86,031	86,858	86,447
	増減量(t)	-	-980	-6,805	-8,057	-8,467	-8,187	-5,304	-4,476	-3,649	-4,060
	増減率(%)	-	-1.1%	-7.5%	-8.9%	-9.4%	-9.0%	-5.9%	-4.9%	-4.0%	-4.5%
燃やせないごみ	排出量(t)	5,121	6,012	5,162	4,915	4,917	5,048	5,311	5,745	5,480	5,066
	増減量(t)	-	891	41	-206	-204	-73	190	624	359	-55
	増減率(%)	-	17.4%	0.8%	-4.0%	-4.0%	-1.4%	3.7%	12.2%	7.0%	-1.1%
小計	排出量(t)	95,628	95,539	88,864	87,365	86,957	87,368	90,514	91,776	92,338	91,513
	増減量(t)	-	-89	-6,764	-8,263	-8,671	-8,260	-5,114	-3,852	-3,290	-4,115
	増減率(%)	-	-0.1%	-7.1%	-8.6%	-9.1%	-8.6%	-5.3%	-4.0%	-3.4%	-4.3%
資源物	排出量(t)	21,166	21,260	21,886	21,109	20,488	19,670	19,606	19,903	19,867	19,160
	増減量(t)	-	94	720	-57	-678	-1,496	-1,560	-1,263	-1,299	-2,006
	増減率(%)	-	0.4%	3.4%	-0.3%	-3.2%	-7.1%	-7.4%	-6.0%	-6.1%	-9.5%
合計	排出量(t)	116,794	116,799	110,750	108,474	107,445	107,038	110,120	111,679	112,205	110,673
	増減量(t)	-	5	-6,044	-8,320	-9,349	-9,756	-6,674	-5,115	-4,589	-6,121
	増減率(%)	-	0.0%	-5.2%	-7.1%	-8.0%	-8.4%	-5.7%	-4.4%	-3.9%	-5.2%

表6 家庭ごみ排出量の増減(平成25年度との比較)

		平成25年度 (導入前年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
缶・ビン	排出量 (t)	4,391	4,188	4,327	4,189	4,138	3,980	3,957	4,213	4,153	4,074
	増減量 (t)	-	-203	-64	-202	-253	-411	-434	-178	-238	-317
	増減率 (%)	-	-4.6%	-1.5%	-4.6%	-5.8%	-9.4%	-9.9%	-4.1%	-5.4%	-7.2%
ペットボトル	排出量 (t)	1,461	1,422	1,331	1,380	1,426	1,516	1,603	1,592	1,640	1,660
	増減量 (t)	-	-39	-130	-81	-35	55	142	131	179	199
	増減率 (%)	-	-2.7%	-8.9%	-5.5%	-2.4%	3.8%	9.7%	9.0%	12.3%	13.6%
資源プラ	排出量 (t)	2,467	2,810	3,222	3,236	3,252	3,252	3,280	3,356	3,614	3,561
	増減量 (t)	-	343	755	769	785	785	813	889	1,147	1,094
	増減率 (%)	-	13.9%	30.6%	31.2%	31.8%	31.8%	33.0%	36.0%	46.5%	44.3%
古紙・布類	排出量 (t)	12,612	12,598	12,777	12,071	11,429	10,685	10,533	10,502	10,232	9,656
	増減量 (t)	-	-14	165	-541	-1,183	-1,927	-2,079	-2,110	-2,380	-2,956
	増減率 (%)	-	-0.1%	1.3%	-4.3%	-9.4%	-15.3%	-16.5%	-16.7%	-18.9%	-23.4%
蛍光管等	排出量 (t)	235	242	229	233	243	237	233	240	228	209
	増減量 (t)	-	7	-6	-2	8	2	-2	5	-7	-26
	増減率 (%)	-	3.0%	-2.6%	-0.9%	3.4%	0.9%	-0.9%	2.1%	-3.0%	-11.1%
合計	排出量 (t)	21,166	21,260	21,886	21,109	20,488	19,670	19,606	19,903	19,867	19,160
	増減量 (t)	-	94	720	-57	-678	-1,496	-1,560	-1,263	-1,299	-2,006
	増減率 (%)	-	0.4%	3.4%	-0.3%	-3.2%	-7.1%	-7.4%	-6.0%	-6.1%	-9.5%

表7 品目別資源物回収量の増減（平成25年度との比較）

		平成25年度 (導入前年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
燃やせるごみ	排出量 (g)	519	513	478	472	470	472	488	494	500	499
	増減率 (%)	-	-1.2%	-7.9%	-9.1%	-9.4%	-9.1%	-6.0%	-4.8%	-3.7%	-3.9%
燃やせないごみ	排出量 (g)	29	35	30	28	28	29	30	33	32	29
	増減率 (%)	-	20.7%	3.4%	-3.4%	-3.4%	0.0%	3.4%	13.8%	10.3%	0.0%
合計	排出量 (t)	548	548	508	500	498	501	518	527	532	528
	増減率 (%)	-	0.0%	-7.3%	-8.8%	-9.1%	-8.6%	-5.5%	-3.8%	-2.9%	-3.6%

表8 1人1日あたりの家庭ごみ排出量(燃やせるごみ・燃やせないごみ)の増減（平成25年度との比較）

家庭ごみ有料化制度の検証項目である制度導入の効果のうち排出抑制効果の考え方については、環境省が作成した「一般廃棄物処理有料化の手引き」に次のように示されています。

一般廃棄物処理有料化の手引き（H25.4 環境省）より抜粋

① 排出抑制の効果

排出抑制効果は、基準年の設定や、当初の目標、将来予測の方法等によって異なる。

図5-2-1は、有料化後の一般廃棄物収集量の変化を示したものであるが、将来予測の想定によって、排出抑制効果の評価も異なる。有料化をしなければAになっていたと考えると、C、Dは増加に転じているが、廃棄物減量効果は維持していると考えられる。有料化をしなければBであったとすると、Cは有料化の効果がほとんどなくなっていると考えられる。

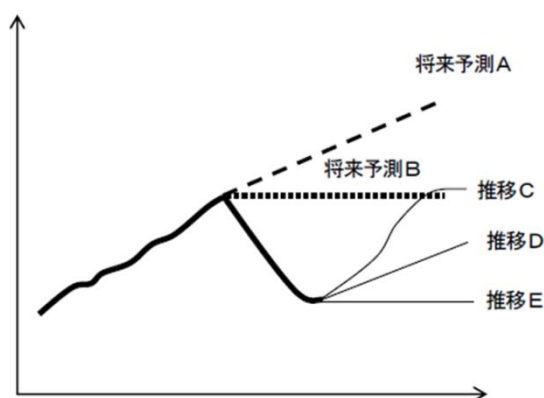


図 5-2-1 有料化後の廃棄物量予測と廃棄物量の推移パターン

十分な排出抑制効果が得られていない場合には、継続的に住民や事業者の排出抑制に対する意識を喚起することが重要である。そのためには、有料化や一般廃棄物の排出方法についての周知徹底や、排出量や資源化量の公表などの取組みが考えられる。

大分市のごみ排出量の状況は、「図5-2-1」で示されたパターンの「推移D」にあたり、評価としては、「増加に転じているが、廃棄物減量効果は維持していると考えられる」となります。

(2) 家庭ごみ有料化制度導入により懸念されていた事項

①不適正排出の状況

ごみステーションにおける指定ごみ袋以外の、いわゆる「違反袋」で排出され違反シールを貼付した袋の状況は、導入当初に比べると減少しており、制度が定着してきたことがうかがえますが、令和2年度以降は若干の増加傾向にあります。

今後も自治委員やクリーン推進員と連携し、適正排出に向けた指導啓発を推進します。

H26.11～H27.3

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
燃やせるごみ	違反シール貼付数(袋)	56,572	51,300	22,405	14,563	7,561	6,150	7,457	9,697	12,337
	収集回数(日)	84	207	207	206	205	208	199	207	207
	収集日1日平均(袋)	673	248	108	71	37	30	37	47	60
燃やせないごみ	違反シール貼付数(袋)	16,824	31,968	13,275	7,281	3,678	2,685	4,119	4,981	4,436
	収集回数(日)	20	52	51	51	51	51	50	51	52
	収集日1日平均(袋)	841	615	260	143	72	53	82	98	85

表9 違反シール貼付数の推移

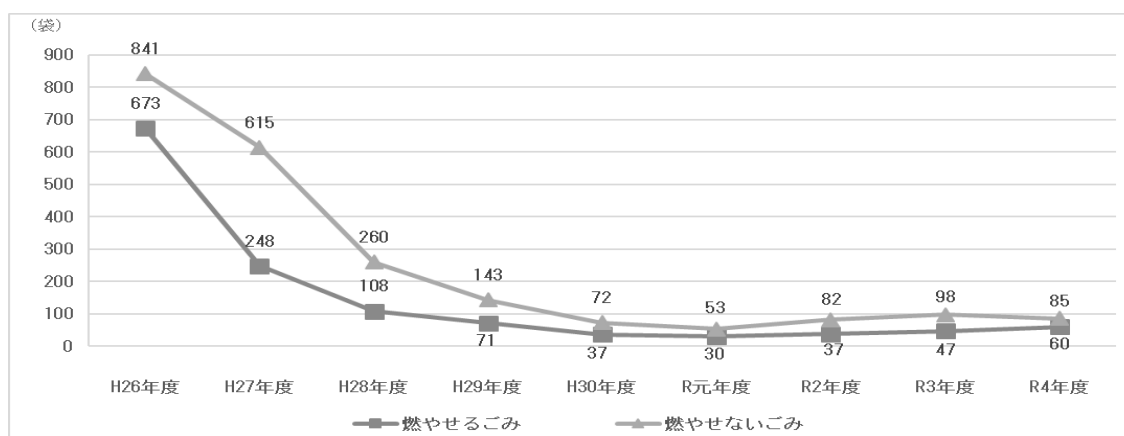


図9 収集日1日あたり違反シール貼付数の推移

②不法投棄、野外焼却の状況

どちらの件数も有料化制度導入前と比較して、著しい増加は見受けられません。

今後も監視カメラの設置やパトロール活動、市報等による周知啓発を行い、未然防止に努めます。

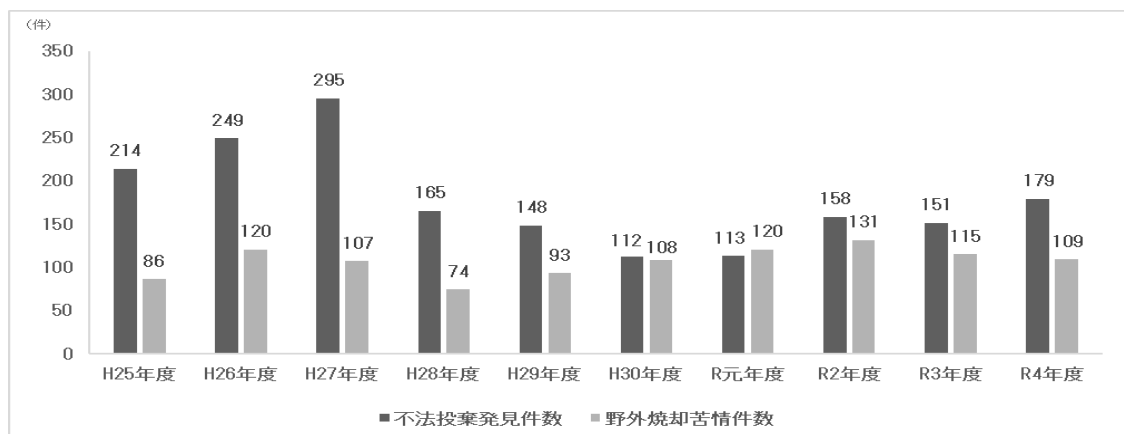


図10 不法投棄発見件数及び野外焼却苦情件数の推移

(3) 家庭ごみ有料化制度導入後の市民意見の聴取

①平成 28 年度実施

(ア) 「ごみ減量・リサイクル推進」及び「家庭ごみ有料化制度」に関する市民意識調査

- ・対象 18 歳以上の市内居住者
- ・期間 平成 28 年 6 月～7 月
- ・発送数 4,000 人
- ・回収数 1,778 件
- ・回収率 44.5%

(イ) 「家庭ごみ有料化についてのご意見拝聴会」の開催

- ・対象 市民 (52 校区)
- ・期間 平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月
- ・参加人数 1,504 人
- ・アンケート 1,497 件

②平成 29 年度実施

(ア) 「ごみ減量・リサイクル推進」及び「家庭ごみ有料化制度 3 年の検証」に関する市民意識調査

- ・対象 18 歳以上の市内居住者
- ・期間 平成 29 年 4 月 12 日 (水) ～5 月 8 日 (月)
- ・発送数 4,000 人
- ・回収数 1,618 件
- ・回収率 40.5%

(イ) 家庭ごみ有料化制度 3 年間の検証に関するアンケート

- ・対象 市民
- ・期間 平成 29 年 4 月 20 日 (木) ～5 月 12 日 (金)
- ・調査方法 ホームページ (回答フォームから入力・提出)
- ・回答件数 39 件

(ウ) 「家庭ごみ有料化 3 年間の検証にかかるご意見拝聴会」の開催

- ・対象 市民 (13 会場)
- ・開催日 平成 29 年 5 月 13 日 (土)・27 日 (土)
- ・参加人数 448 人
- ・アンケート 412 件

③令和 2 年度実施

(ア) 「ごみ減量・リサイクル推進」及び「家庭ごみ有料化制度」に関する市民意識調査

- ・対象 18 歳以上の市内居住者
- ・期間 令和 2 年 3 月 26 日 (木) ～4 月 30 日 (木)
- ・発送数 4,000 人
- ・回収数 1,616 件
- ・回収率 40.6%

(イ) 家庭ごみ有料化制度に関するアンケート

- ・対象 市民
- ・期間 令和 2 年 4 月 17 日 (金) ～5 月 15 日 (金)
- ・調査方法 ホームページ (回答フォームから入力・提出)
- ・回答件数 10 件

(ウ) 家庭ごみ有料化制度に対する意見募集（一般公募）

- ・対象 市民
- ・期間 令和2年5月18日（月）～6月1日（水）
- ・調査方法 本庁、各支所及び大分市ホームページ
- ・回答件数 9件

(イ) 家庭ごみ有料化制度に対する意見募集（自治会長）

- ・対象 自治会長
- ・期間 令和2年5月19日（火）～6月5日（金）
- ・募集方法 684自治区あて郵送
（全自治区のうち居住者及び自治会長不在の5自治区除く）
- ・回答件数 551件

④令和5年度実施

(7) 「ごみ減量・リサイクル推進」及び「家庭ごみ有料化制度」に関する市民意識調査

- ・対象 18歳以上の市内居住者
- ・期間 令和5年4月3日（月）～4月28日（金）
- ・発送数 4,000人
- ・回収数 1,572件
- ・回収率 39.5%

(イ) 「ごみ減量・リサイクル推進」及び「家庭ごみ有料化制度」に関するアンケート

（自治会長対象）

- ・対象 自治会長
- ・期間 令和5年4月14日（金）～4月28日（金）
- ・調査方法 685自治区あて郵送
（全自治区のうち居住者及び自治会長不在の5自治区除く）
- ・回答件数 540件

(ウ) 「ごみ減量・リサイクル推進」及び「家庭ごみ有料化制度」に関するアンケート

（一般公募）

- ・対象 市民
- ・期間 令和5年4月3日（月）～4月28日（金）
- ・調査方法 回答専用フォームから回答（大分市ホームページ）
本庁舎ごみ減量推進課窓口や各支所窓口にて配布した紙アンケートに回答
- ・回答件数 15件

(4) これまでに改善した制度内容

① ボランティアごみに対する支援

個人、団体に支給するごみ袋の種類を追加し、「ごみ拾いパートナー制度登録者」に交付するごみ袋の枚数を増加しました。

	有料化導入時	平成 30 年 4 月～
交付する袋の種類	20 リットル、45 リットル	<u>10</u> リットル、20 リットル、45 リットル
ごみ拾いパートナー制度登録者に交付する袋の枚数	1 人 1 月につき 5 枚 (団体は 1 月 50 枚を限度)	1 人 1 月につき <u>10</u> 枚 (団体は 1 月 <u>100</u> 枚を限度)

② 指定ごみ袋の仕様

指定ごみ袋の厚さをそれぞれ 0.005 ミリメートル厚くしました。

種類	有料化導入時	平成 28 年 11 月～
大袋(45 リットル相当) 中袋(30 リットル相当)	0.03 ミリメートル	<u>0.035</u> ミリメートル
小袋(20 リットル相当) 特小袋(10 リットル相当) ミニ袋(5 リットル相当)	0.025 ミリメートル	<u>0.03</u> ミリメートル

③ 負担軽減措置

平成 28 年 6 月から出生届出時の一部 (10 枚) 窓口交付を開始し、平成 29 年 2 月から小さいサイズの袋への変更を可能としました。また、平成 30 年 4 月からは乳幼児の対象年齢の変更と交付枚数の増加を行いました。

乳幼児を養育する方への措置	有料化導入時	平成 30 年 4 月～
乳幼児の対象年齢	2 歳未満	<u>3</u> 歳未満
交付枚数	2 歳誕生日まで最大 200 枚	<u>3</u> 歳誕生日まで最大 <u>250</u> 枚

④ 手数料収入の使途

(7) 大分市ごみステーション設置等補助金交付事業

設置及び改修等にかかる補助率と補助限度額を増やし、対象ステーション数を拡大しました。また、平成 27 年 4 月から被せネットまたはシートの現物支給を開始しました。

	有料化導入時	平成 30 年 4 月～
設置にかかる補助率	1/2	<u>2/3</u> ※大分市域内過疎対策 事業対象地域は 4/5
設置にかかる補助限度額	8 万円	<u>12</u> 万円
設置、改修等にかかる補助の対象ステーション数	自治会が管理するステーション数の 1/10 以内	自治会が管理するステーション数の <u>1/2</u> 以内
改修等にかかる補助率	1/2	<u>2/3</u>
改修等にかかる補助限度額	3 万円	<u>5</u> 万円

※改正内容については、平成 27 年に改正した事項も含む。

(イ) クリーン推進員活動関連事業

校区連絡会議運営費補助金を 500 円増額しました。

	有料化導入時	平成 27 年 4 月～
校区連絡会議運営費補助金	校区連絡会議を構成する人数に 500 円を乗じて得た額	校区連絡会議を構成する人数に <u>1,000 円</u> を乗じて得た額

(ウ) 生ごみ減量化促進事業

平成 28 年度から「生ごみ処理容器普及講習会」の開催を始め、平成 30 年度から生ごみ処理機器購入等補助の対象にディスポーザーを追加しました。また、令和 3 年度からは電動式と非電動式の生ごみ処理機の購入補助額を購入金額の 2 分の 1 から 3 分の 2 へ引き上げました。

	有料化導入時	平成 30 年 4 月～	令和 3 年 4 月～
生ごみ処理機器購入等補助	①電動式 補助額：購入金額の 2 分の 1 上限額：30,000 円 ②非電動式 補助額：購入金額の 2 分の 1 上限額：15,000 円	①電動式 補助額：購入金額の 2 分の 1 上限額：30,000 円 ②非電動式 補助額：購入金額の 2 分の 1 上限額：15,000 円 ③ディスポーザー 補助額： <u>設置に要した経費</u> <u>上限額：30,000 円</u>	①電動式 補助額：購入金額の <u>3 分の 2</u> 上限額：30,000 円 ②非電動式 補助額：購入金額の <u>3 分の 2</u> 上限額：15,000 円 ③ディスポーザー 補助額：設置に要した経費 上限額：30,000 円

(エ) 有価物集団回収運動促進事業

平成 29 年度から対象品目にスチール缶とアルミ缶を追加しました。また、令和 3 年度からはびん類も対象品目に追加しました。

	有料化導入時	平成 29 年 4 月～	令和 3 年 4 月～
対象品目と報償金の額	①紙類・布類 回収量 1 kg につき 5 円 ②廃食用油 回収量 1 リットルにつき 10 円	①紙類・布類 回収量 1 kg につき 5 円 ②廃食用油 回収量 1 リットルにつき 10 円 ③スチール缶・アルミ缶 <u>回収量 1 kg につき 5 円</u>	①紙類・布類 回収量 1 kg につき 5 円 ②廃食用油 回収量 1 リットルにつき 10 円 ③スチール缶・アルミ缶 回収量 1 kg につき 5 円 ④びん類 <u>回収量 1 kg につき 5 円</u>

(オ) 高齢者等ごみ出し支援事業

令和 4 年 4 月 1 日より新たな事業として開始しました。

4. 他都市の状況

(1) 全国市区町村の有料化実施状況

全国における家庭ごみ有料化の実施率は 65.7% で半数以上の自治体が実施しています。
 なお、政令指定都市では 45.0%、中核市では 32.3% となっています。

(令和 5 年 4 月現在)

	総数	有料化数	有料化実施率	備考
政令指定都市	20	9	45.0 %	※政令指定都市 …札幌市、仙台市、千葉市、 北九州市、福岡市 など
中核市	62	19	30.6 %	
その他の市区	733	457	62.3 %	
町	743	537	72.3 %	※中核市…旭川市、下関市、 大分市、宮崎市など
村	183	121	66.1 %	
市区町村	1,741	1,143	65.7 %	

(参考：東洋大学名誉教授 山谷 修作ホームページ)

表 10 全国市区町村の有料化実施状況

(2) 県内の有料化実施状況

大分県内では、すべての自治体において家庭ごみ有料化を実施しています。また、資源物も有料化の対象としている自治体もあります。

(令和 5 年 4 月現在)

市町村名	導入年月	可燃ごみ	不燃ごみ	その他
大分市	H26. 11	31.5 円	31.5 円	可燃・不燃兼用
別府市	H 9. 4	22 円	22 円	缶・びん・ペットボトル 19.44 円
中津市	R 4. 9	40 円	40 円	
日田市	H16. 10	36 円	36 円	埋立ごみ (中袋) 35 円
佐伯市	H17. 3	30 円	30 円	
臼杵市	H17. 3	31 円	31 円	プラスチック 30 円 (野津地域)
津久見市	H19. 7	30 円	—	
竹田市	S56. 4	30 円	25 円	プラ・缶・びん 30 円、ペットボトル 20 円
豊後高田市	H17. 4	25 円	25 円	可燃不燃兼用
杵築市	H18. 10	21 円	21 円	缶・びん・ペットボトル・古布 10 円
宇佐市	H18. 7	30 円	30 円	
豊後大野市	H 6. 4	30 円	30 円	プラスチック 30 円
由布市	H17. 1	25 円	—	
国東市	H11. 4	42 円	42 円	缶・ペットボトル 42 円、びん 31.5 円
姫島村	—	月額 200 円/人		
日出町	—	20 円	20 円	缶・びん・ペットボトル 20 円
九重町	—	36 円	36 円	可燃 50 リットル、不燃 40 リットル
玖珠町	—	36 円	36 円	可燃・不燃 55 リットル

※可燃ごみ、不燃ごみの金額は 45 リットル袋に置き換えた金額

表 11 県内市町村の有料化実施状況

(3) 中核市の有料化実施状況と家庭ごみ排出量

中核市（62市）のうち家庭ごみ有料化を実施しているのは19市あり、45リットルあたりで換算したそれぞれの手数料金額と、最新の環境省一般廃棄物処理実態調査（令和3年度実績）による、1人1日あたりの家庭ごみ排出量（資源物以外）は次の表のとおりです。

大分市の1人1日あたり家庭ごみ排出量（資源物以外）は530グラムで、62市中35位となっています。中核市全体の平均（518グラム）と比較して、大分市の排出量は多くなっています。

有料化実施都市

順位	都市名	有料化 実施年月	手数料金額 (45ℓ換算)	人口 (令和3年10月)	1人1日あたり 排出量	備考
1	高松市	H16.10	47.02 円	424,674人	390 g	
2	鳥取市	H19.10	60.00 円	184,816人	407 g	
3	長野市	H8.11	45.00 円	371,997人	420 g	
4	奈良市			353,550人	422 g	
5	豊中市			408,964人	423 g	
6	豊橋市			373,252人	429 g	
7	松本市			237,332人	433 g	R3.4～中核市移行
8	枚方市			397,917人	441 g	
9	柏市			430,825人	441 g	
10	旭川市	H19.8	90.00 円	328,589人	443 g	
11	金沢市	H30.2	45.00 円	449,310人	448 g	
12	八王子市	H16.10	84.38 円	562,326人	452 g	
13	寝屋川市			228,517人	452 g	
14	佐世保市	H17.1	-	243,591人	464 g	
15	下関市	H15.6	30.00 円	254,905人	478 g	
16	吹田市			378,485人	479 g	
17	尼崎市			461,064人	479 g	
18	川口市			606,618人	482 g	
19	那覇市	H14.4	33.00 円	318,510人	485 g	
20	盛岡市			285,680人	485 g	
21	八尾市			264,032人	486 g	
22	横須賀市			384,638人	488 g	
23	鹿児島市			600,402人	490 g	
24	高槻市			350,491人	494 g	
25	松山市			507,777人	495 g	
26	西宮市			483,537人	495 g	
27	福山市			464,219人	500 g	
28	川越市			353,635人	502 g	
29	大津市			343,991人	504 g	
30	秋田市	H24.7	45.00 円	303,666人	515 g	
31	東大阪市			481,320人	520 g	
32	久留米市	H5.4	52.50 円	303,509人	522 g	
33	越谷市			345,472人	525 g	
34	明石市			304,553人	526 g	
35	大分市	H26.11	31.50 円	477,564人	530 g	

順位	都市名	有料化 実施年月	手数料金額 (450換算)	人口 (令和3年10月)	1人1日あたり 排出量	備考
36	船橋市			645,892人	531 g	
37	福井市			260,082人	532 g	
38	倉敷市			480,236人	540 g	
39	長崎市			407,106人	542 g	
40	宮崎市	H14.6	45.75 円	401,226人	543 g	
41	山形市	H22.7	45.00 円	240,990人	550 g	
42	一宮市			382,656人	552 g	R3.4～中核市移行
43	豊田市			420,022人	553 g	
44	八戸市	H13.6	30.00 円	223,862人	557 g	
45	松江市	H17.4	61.00 円	199,635人	557 g	
46	呉市	H16.10	45.00 円	214,409人	560 g	
47	姫路市			529,450人	569 g	
48	岡崎市			385,629人	569 g	
49	富山市			411,956人	572 g	
50	高知市			323,218人	573 g	
51	岐阜市			400,179人	574 g	
52	青森市			275,749人	577 g	
53	宇都宮市			519,738人	584 g	
54	甲府市			186,517人	584 g	
55	和歌山市			363,385人	585 g	
56	函館市	H14.4	90.00 円	248,856人	591 g	
57	前橋市			333,843人	599 g	
58	水戸市	H18.4	30.00 円	271,257人	601 g	
59	いわき市			315,566人	601 g	
60	高崎市			371,218人	605 g	
61	郡山市			320,120人	668 g	
62	福島市			273,904人	681 g	
	平均		50.56 円		518 g	

表 12 中核市の有料化実施状況と1人1日あたり家庭ごみ排出量(令和3年度実績)